

国家戦略特区の評価に係る関連規定

○国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）

（認定区域計画の進捗状況に関する評価）

第十二条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

○国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）

（認定区域計画の進捗状況に関する評価）

第九条 法第十二条の評価は、国家戦略特別区域会議の構成員、特定事業の実施主体その他の者が、特定事業の進捗状況、その実施による効果その他の事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して行わなければならない。

2 国家戦略特別区域会議は、認定区域計画の進捗状況に関する評価を行うため必要があると認めるときは、特定事業の実施主体に対し、当該特定事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

○国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）

第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

①区域計画における定量的な目標の設定

国家戦略特区において実施されるプロジェクトについて、その効果を最大限発揮するためには、成果目標の設定及びP D C Aサイクルによる進捗管理を適切に行うことが重要であることから、法第 12 条において、区域会議は、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うこととされている。

また、地域限定型規制のサンドボックス制度については、上記の区域会議による評価に資するため、法第 25 条の 2 第 19 項に基づき、技術実証に関し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会が設置され、同委員会が、技術実証の実施の状況について評価を行い、区域会議に対し必要な意見を述べるものとされている。

その際の評価について、客観的・定量的に評価を行うことができるようにするため、区域計画の作成に当たっては、当該区域計画の実施が当該国家戦略特区内外に及ぼす経済的社会的効果について、数値化や目標期間も含め、できる限り具体的なものとして定めるものとする。

その際、「日本再興戦略」に記載されている成果目標（以下「再興戦略K P I」という。）のどの項目の達成に、どの程度貢献できるかを、できる限り設定することとする。

②評価項目

区域会議が実施する評価に際しては、次に掲げる項目について、総合的に評価を行うものとする。

- ア) 国家戦略特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の進捗状況
- イ) 認定区域計画の実施により実現した経済的社会的効果
- ウ) 区域計画において設定した目標の達成状況。この場合において、再興戦略K P Iを踏まえて目標を設定した場合には、再興戦略K P Iへの寄与度についても、評価する。
- エ) 規制の特例措置の活用状況及びその効果（法第 10 条第 1 項第 1 号の特定事業（以下「構造改革特区法の特定事業」という。）に係る構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 章の規定による規制の特例措置（以下「構造改革特区の規制の特例措置」という。）の活用状況及びその効果を含む。以下同じ。）。併せて、これらの規制の特例措置の活用によって弊害が生じている場合には、弊害の内容及び対策の実施状況についても、評価する。
- オ) 金融上の支援措置及び課税の特例措置の活用状況並びにその効果
- カ) その他目標の達成に向けた取組の実施状況
- キ) その他国家戦略特区の評価に資する事項

③評価の実施主体及び方法、手続

ア) 実施主体及び方法

法第 12 条に基づき、国家戦略特区の評価は、区域会議が行う。

具体的な手順としては、当該区域会議の構成員である関係地方公共団体並びに当該区域計画に基づく特定事業等を実施する者が②に掲げる項目について評価を行い、それらの評価結果を基に、区域会議において認定区域計画全体の進捗状況の評価し、評価書として取りまとめることを基本とする。

イ) 評価結果の内閣総理大臣への報告及び公表等

法第 12 条に基づき、区域会議は、認定区域計画の進捗状況について評価を行ったときは、速やかに、内閣総理大臣に当該評価結果を取りまとめた評価書を提出し、報告するものとする。これを受け、内閣総理大臣は、報告のあった評価結果について、速やかに公表するものとする。

公表に当たっては、特区間の健全な競争を促進させるため、各区域計画の評価結果について相対的かつ客観的に比較が可能なように整理することとする。

また、内閣府は、国会に対し、法第 12 条に基づく評価結果等を踏まえ、法の施行状況等について、定期的に周知するものとする。

ウ) 諮問会議による調査審議

内閣総理大臣は、イ)に定めるところにより区域会議から評価結果の報告を受けたときは、当該区域会議から提出された評価書を諮問会議に提出し、諮問会議の意見を聴取するものとする。

諮問会議は、当該評価結果について調査審議した上で内閣総理大臣に必要な意見を述べることとし、特に、国家戦略特区における規制の特例措置についての調査審議に当たっては、当該規制の特例措置を所管する府省庁（以下「規制所管府省庁」という。）からの意見を聴き、当該規制の特例措置について、全国展開の可否、要件の見直し（拡充、是正又は廃止）の必要性等も含め検討する。

規制の特例措置の全国展開とは、規制の特例措置について、区域計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第 10 条第 5 項の規定により適用される構造改革特別区域法第 47 条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。

④評価の時期

原則として、当該国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから 1 年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1 年ごとに評価を行うこととする。

⑤評価結果の反映

これらの評価結果及び諮問会議の意見を受け、区域会議は、国家戦略特区において実施する特定事業及び認定区域計画に適切に反映するほか、規制の特例措置について全国展開等の措置を講ずることとされた場合には、期限を設けて、内閣府及び規制所管府省庁は当該措置を講ずるものとする。この場合において、区域計画の変更が必要となった場合には、区域会議は、法第 9 条に定めるところにより、速やかに、変更の手続をとるものとする。